

行田市ふるさとづくり事業を募集しています



日本遺産の認定自治体である行田市では、足袋蔵等の貴重な歴史的建築物を保存するとともに、その利活用を支援することで、行田らしいまち並み景観や賑わいを創出する「行田市ふるさとづくり事業」を実施しています。

日本遺産構成資産の所在地や行田市駅周辺の歴史的建築物が集積する行田地区及びその周辺で行う、行田ならではのまち並み景観の創出や歴史的建築物等の改修等の事業に対し、**整備費用を補助**しますので、ご検討ください。

A: 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業

日本遺産構成資産又は足袋蔵等歴史的建築物を改修し、又は改造し、その建築物を対外的に利活用する事業に補助します

<ul style="list-style-type: none"> 日本遺産構成資産の所在地 行田地区とその周辺 	補助率 2 / 3以内	補助限度額 2,000万円
---	-----------------------	-------------------------

「歴史的建築物」とは、建築後、50年以上経過した工場、店舗及び事務所等の歴史的・文化的価値を有する外観的特徴を備えた建築物



老朽化が進む歴史的建築物※



改修・活用されている歴史的建築物



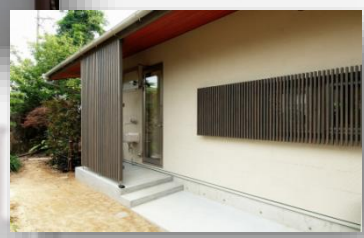
外壁(漆喰)※



B: 歴史的まち並み景観整備事業

行田らしいまち並みの景観に調和させる建築物等の設置又は外観の改修等を行う事業に補助します

①八幡通り沿線	補助率 2 / 3以内	補助限度額 100万円
①を除く 行田地区とその周辺	補助率 1 / 2以内	補助限度額 100万円



開口部(木製面格子)

C: おもてなし・にぎわい創出事業

行田らしいまち並みの景観に調和した建築物等の利活用のための整備を行う事業に補助します

行田地区とその周辺	補助率 1 / 2以内	補助限度額 40万円
-----------	-----------------------	----------------------

活用可能な事業の例※

- 観光客が利用可能なトイレや休憩所を設置する場合
- 店舗部分の内装を改修する場合

※は事業の一例です。本事業の活用を検討されている方は、必ず事前にご相談ください。

【主な補助対象要件】

- ◆ 施工事業者・・・市内業者の施工であること
- ◆ その他・・・市税等の滞納がないこと、政治的又は宗教的な活動を行っていないものであること など

本事業は、ふるさとづくり事業審査委員会の審査を経て、補助の可否を決定しますので、申請をもって補助が決定するものではありません。

問い合わせ先
行田市役所 商工観光課
空き家・空き店舗利活用支援担当
電話 048-556-1111 (内線5407)
E-mail : syoko@city.gyoda.lg.jp



JAPAN HERITAGE
日本遺産